

【ケースその3】

ある日、他の従業員のいる職場内での会話・・・

君、労働組合に入ったんだって？(※1)

団体交渉の申入書が届いたぞ！！

急になんですか？

不満があるなら、団体交渉なんかよりも  
個人的に私に話せばいいじゃないか。(※2)

そ、それは、私だけの問題ではないので・・・。

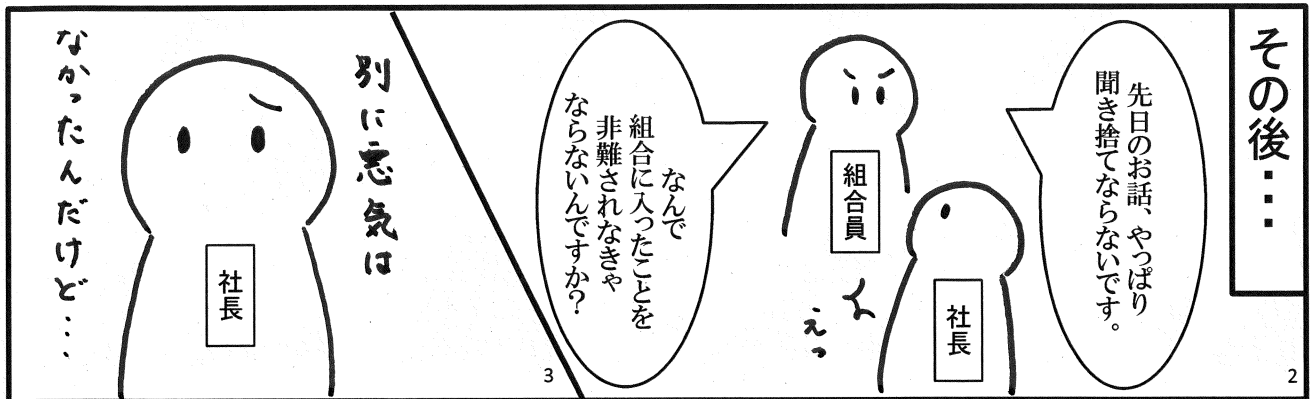
労働組合の対応に時間を取られて業務ができない。  
このままだとボーナスを出せないぞ。(※3)

!!!!?

社長

組合員

1



### ポイント解説

#### 【組合活動等に対する支配介入】

会社が、労働者が自主的に決定できる労働組合の結成や運営について干渉することは、「支配介入」として禁止されています（労働組合法第7条第3号）。

どのような会社の行為が「支配介入」に当たるかは、事例により様々です。

今回のケースでは、会社がほかの従業員のいる場で、組合に加入したか否かを確認し、労働組合を非難し組合員と直接交渉しようとしています（※1）（※2）。また、組合活動をすると不利益があることを示唆しています（※3）。これらの発言は、組合活動に対する威嚇的效果があり、組合活動が阻害される可能性があるとして、支配介入に当たると判断されるおそれがあります。